

令和 7 年度

三木市フリースクール等利用支援補助金

募集要項

三木市教育委員会

1 趣旨

学校に通うことが困難な不登校児童生徒(※)に対し個々の状況に応じた多様な学びの場を確保し、不登校状態に起因した孤立を防ぐため、フリースクール等を利用する児童生徒の保護者に対し利用料を補助することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的としています。

(※)不登校児童生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいは、したくともできない状況にあり、年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた小中学生

2 交付申請期間等

申請区分	交付申請期間	実績報告書 提出締切	交付請求書 提出締切	補助金交付 予定時期
【前期】	令和7年11月7日まで	令和7年 11月21日まで	令和7年 12月10日まで	令和7年12月
令和7年4月1日～ 令和7年9月30日 利用分				
【後期】	令和7年10月1日～ 令和8年2月28日まで	令和8年 4月3日まで	令和8年 4月10日まで	令和8年4月
令和7年10月1日～ 令和8年3月31日 利用分				

3 補助対象者

フリースクール等の利用料を支払っている不登校児童生徒(小中学生)の保護者であり、次の各号の全てに該当する者

- (1) フリースクール等利用時点において、三木市内に住所を有している児童生徒の保護者
- (2) 三木市内の小学校、中学校又は特別支援学校に在籍しており、各学校長が当該施設で相談・指導を受けた日を指導要録上出席扱いとすることを認定されている児童生徒の保護者
- (3) 補助金の申請日前1年の期間内におおむね30日以上在籍学校に登校していない児童生徒の保護者
- (4) 他の地方公共団体から、同種の補助金の交付を受けていない者
- (5) 市税(市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税)及び学校給食費を滞納していない者

4 補助対象経費

補助対象者がフリースクール等へ支払った利用料(「授業料」、「施設利用料」とし、入会前の体験利用料や入会金等は補助対象外となります。

また、複数の不登校児童生徒支援施設を利用する場合の補助対象経費は、これらを合算した総額とします。

5 補助金額

補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額(その額に1千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、不登校児童生徒1人につき、1か月1万円を上限とします。

6 交付申請手続

「2 交付申請期間等」の交付申請期間中に、電子メール、郵送又は持参により三木市教育委員会学校教育課へ提出してください。

電子メールでの提出に限り、1週間以内に受領メールを送付します。1週間経過後も受領メールが届かない場合は、メールが届いていない可能性があるため、電話でお問合せください。

なお、電子メールの件名は、「フリースクール等利用支援補助金交付申請について」としてください。

申請書類		注意事項
1	三木市フリースクール等利用支援補助金交付申請書(様式第1号)	各学校、フリースクールおよび、すぐーる登録家庭に資料を送付しています。また、市 HP に Word の様式で掲載しています。 ※電子ファイルのファイル形式は Word 又は PDF としてください (スマートフォン等による写真画像による提出不可)。
2	フリースクール等の利用に関する契約内容等(利用日数、時間及び利用料金)が分かるもの(写し)	・ 契約書等がない場合は、利用料等が記載されたパンフレット等で代替可。ただし、必要に応じ、情報を追記し、毎月の利用料等の契約内容が分かるようにしてください。 ・ 申請書類は返却しませんので、契約書等を提出される場合は、必ず写しを提出してください。 ・ 前回申請時から変更がない場合も、毎回提出してください。

※ その他、別途書類を提出していただく場合があります。

7 交付決定

市は、申請書類を基にその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、「補助金交付決定(却下)通知書」(様式2号)を申請者に通知します。

8 変更申請

申請内容に変更が生じた場合には、遅滞なく三木市フリースクール等利用支援補助金交付変更申請書(様式第3号)及び変更内容の分かる書類を電子メール、郵送又は持参により三木市教育委員会学校教育課へ提出してください。

市は、申請書類を基にその内容を審査し、変更の可否を決定し、「補助金変更交付決定(却下)通知書」(様式4号)を申請者に通知します。

9 交付請求手続き

- (1) 交付決定を受けた場合は、交付請求書提出締切日までに、三木市フリースクール等利用実績報告書(様式第5号又は様式第6号)を電子メール、郵送又は持参により三木市教育委員会学校教育課へ提出してください。電子メールでの件名は「フリースクール等利用実績報告書について」としてください。
- (2) 市は、報告書類を基にその内容を審査し、交付すべき補助金の額を決定し、「補助金額決定通知書」(様式7号)を交付決定者に通知します。
- (3) 交付決定者は、補助金額の確定通知が届き次第、三木市フリースクール等利用支援補助金交付請求書(様式第8号)を電子メール、郵送又は持参により三木市教育委員会学校教育課へ提出してください。

電子メールでの件名は「フリースクール等利用支援補助金請求書について」としてください。

※ 電子メールでの提出に限り、1週間以内に受領メールを送付します。1週間経過後も受領確認メールが届かない場合は、メールが届いていない可能性があるため、電話でお問合せください。

報告・請求書類		注意事項
1	三木市フリースクール等利用実績報告書(様式第5号又は様式第6号) *領収書の写しを添付	各学校、フリースクールおよび、すぐる登録家庭に資料を送付しています。また、市 HP に Word の様式で掲載しています。 ※ファイル形式は Word 又は PDF としてください。 (スマートフォン等による写真画像による提出不可)
2	三木市フリースクール等利用支援補助金交付請求書(様式第8号) *通帳の写しを添付	
3	フリースクール等利用料の支払いが分かるもの(写し)	・ 領収書や月謝袋の領収印、引き落とされた通帳の写しなど、各フリースクール等の支払状況に合わせて提出してください。

※ その他、別途書類を提出していただく場合があります。

10 補助金の交付

市は、請求の内容が適当であると認めた交付決定者に対し、上記2に記載の補助金交付予定時期(前期:令和7年12月、後期:令和8年4月)に補助金を交付します。

11 交付決定の取消し及び補助金の返還

偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合やその他市長が不相当と認めた場合は、交付決定を取り消し、交付した補助金及び加算金を返還していただく場合があります。

また、期限内に納付がなかった場合には、別途延滞金をいただく場合もあります。

12 その他

本補助金の交付等に当たり、対象となる不登校児童生徒に係る情報について、必要に応じ、在籍する学校やフリースクール等と情報共有を行うことがあります。

【問合せ・申請書類提出先】

三木市教育委員会 教育振興部 学校教育課
〒673-0492 三木市上の丸町10番30号
TEL: 0794-82-2000
電子メール: gakko@city.miki.lg.jp